

## 第六章 検 査

### 6.1 工事検査

給水装置工事の検査は、岩沼市水道事業給水条例、岩沼市水道事業給水条例施行規程（以下「給水条例等」という。）並びに給水装置標準工事要綱（以下「要綱」という。）に基づき行う。

#### 6.1.1 検査の種類

- (1) 書類検査 : 竣工届及び図面の記載事項に基づき確認を行う検査
- (2) 写真検査 : 竣工図と添付された竣工写真を照合し、確認を行う検査
- (3) 現地検査 : 竣工図と現地との照合確認検査
- (4) 再検査 : 竣工検査において、不適合の部分がある場合に再度行う検査

### 6.2 工事検査の手続き

#### 1) 一般事項

- (1) 指定工事業者は、給水装置工事が完了したときは、速やかに管理者に竣工届及び給水装置工事竣工検査申請書を提出し、当該工事の検査を受ける。
- (2) 現地検査には、当該工事を施工した主任技術者が立ち会う。
- (3) 受水槽式給水の二次側竣工図は、一次側竣工図と同時に提出する。

#### 6.2.1 竣工届の記入事項（様式第3号）

- (1) 給水装置場所
- (2) 収受年月日及び収受番号
- (3) 水栓番号
- (4) 給水装置所有者
- (5) 指定工事業者、住所、氏名
- (6) 位置図、平面図、立面図
- (7) 給水装置工事の使用材料明細（道路内及び宅地内）
- (8) 水圧試験報告書
- (9) その他必要事項

#### 6.2.2 竣工図面の作成（様式第4号）

- (1) 竣工図面は、定められた記号をもって給水する家屋の平面、給水栓の取り付け位置、給水管の布設状況、材料、器具及び道路種別等を図示する。
- (2) 竣工図面は、将来の維持管理の基本となるので正確に作成する。
- (3) 竣工図面は、一般的に位置図、平面図、立面図及び詳細図に区分し、その書き方は、一般土木製図法による。
- (4) 縮 尺
  - ① 位置図、立面図及び詳細図の縮尺は適宜とする。
  - ② 平面図は、1/150 とするが、やむを得ないときは 1/50～1/600 以内とする。
- (5) 方 位  
原則として北の方位を上にするが、都合により変更する場合は矢印で方位を明らかにする。
- (6) 位置図
  - ① 位置図は、施工場所を中心にして、その付近の地名、主なる建物名等を記入して、当該場所が判断出来るようにする。（住宅地図の写しでもよい。）
  - ② 開発行為等団地造成地に、給水装置を新設する場合、一区画全体の区割り

に申請地を記入する。

- ③ ②の場合で、区割りをしていないところは、最寄りの交差点の角等から申請地までの距離を記入する。
- ④ 一般の給水装置を新設するときには沿道に既設給水装置がある場合は、最寄りの給水装置からの距離を、また、既設給水装置がない場合は、最寄りの交差点の角等から申請地までの距離を記入する。

#### (7) 平面図

- ① 建物内部の各部屋名（玄関、台所、風呂、便所、和室等）を記入する。
- ② 配管経路及び給水栓の位置を記入する。
- ③ 道路の舗装種別、歩車道の区別、公道私道の区別、官民境界、公共汚水桝、マンホール、消火栓、仕切弁等を記入する。
- ④ 舗装道路と砂利道の境は、それぞれの距離を記入する。
- ⑤ 既設給水装置から分岐する場合は、既設給水管の口径、管種及び「その水栓番号」を記入する。

#### (8) 立面図

- ① 平面図に表すことの出来ない部分の工法及び材料を記入する。
- ② 平面図上で水平な線は、立面図では水平に、縦の線は右上がり  $45^\circ$  の傾斜で立上部分は垂直に記入し、各箇所使用する管種、口径、各区間距離及び給水栓の種類を記入する。

#### (9) 詳細図

平面図及び立面図で判断出来ない配管（給水管口径 50mm 以上の分岐からメーターまで、伏越し配管及び添架等）の場合はその部分を拡大して記入する。

#### (10) オフセット

- ① 平面図には、分岐、分水地点及び止水栓位置等のオフセットを記入する。
- ② オフセットの基準となる測点は、一定不変のものである事を必要条件とし、既設の消火栓、仕切弁等から分岐地点までの直線距離を平面図に記入する。
- ③ で水道施設のない場合は、下水道マンホール又は隣接境界線上からの距離を記入する。
- ④ 左右に隣接する既設給水装置又は道路に向かい合う既設給水装置がある場合は、既設給水装置使用者名等を記入する。
- ⑤ 増設・改造等の場合でも、止水栓オフセットを記入する。

### 6.3 工事検査（竣工届前の自主検査）

給水装置工事主任技術者は、竣工図等の書類検査及び現地検査により給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認すること。

#### 1) 工事検査の確認内容

##### (1) 位置図

- ① 工事場所が確認出来る道路及び主要な建築物が記載されていること。
- ② 工事場所が明記されていること。

##### (2) 平面図及び立面図

- ① 方位が記入されていること。
- ② 建物の位置、構造が分かりやすく記入されていること。
- ③ 道路種別等付近の状況が分かりやすいこと。
- ④ 隣接家屋の境界が記入されていること。
- ⑤ 分岐部及び止水栓位置のオフセットが記入されていること。
- ⑥ 平面図と立面図が整合していること。
- ⑦ 隠ぺいされた配管部分が明記されていること。
- ⑧ 各部の材料、口径及び延長等

- (a) 給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。
- (b) 構造、材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。
- ⑨ 分岐、分水地点及び止水栓位置等の主要部の埋設深度を記入のこと。

### 6.3.1 竣工検査の区分

#### (1) 現地検査

- ① 工事用水を伴わない新設工事
- ② 新設扱いとなる改造工事
- ③ 道路内の縦断配管工事
- ④ 受水槽を伴う工事
- ⑤ その他、現地検査を必要と認めるもの

#### (2) 写真検査

- ① 私有管からの分岐、分岐止工事
- ② 配水管から分岐するため、道路を横断する配管工事
- ③ 配水管からの分岐、分水止工事
- ④ (1)の①・②の現地検査を除く取出し部分、及びメーター周りの配管替えを行わない改造工事
- ⑤ 開発行為に伴い、宅地内取出しのある止水栓からの工事用水

### 6.3.2 竣工検査の方法

#### (1) 水圧試験

- ① 水圧試験は、自記録水圧計によるチャート紙の確認検査とする。
- ② 水圧試験に使用する水圧計は、15分計以上とする。
- ③ 水圧試験は、給水・給湯配管のすべてを行う。
- ④ 給水管口径50mm以上の水圧試験は、60分計とする。

#### (2) 竣工図面の確認

- ① 竣工届記載事項の確認 給水管の管種、口径、延長、配管、メーター位置等について、現地との照合確認

#### (3) 材料及び器具の確認

- ① 材料及び器具は、性能基準適合品であることの確認

#### (4) 埋設管及び隠ぺい配管

- ① 現地検査において確認が出来ない場所は、工事施工中に写真を撮影し、その写真により確認を行う。

#### (5) 写真検査

- ① 写真検査は、竣工図と添付された竣工写真を照合し、確認を行う。

## 6.4 現地検査

### 1) 屋外の検査

#### (1) 分岐部及び止水栓位置のオフセット

- ① 正確に測定されていること。

#### (2) 止水栓及び水道メーター

- ① 止水栓及び丙止水栓の操作に支障のないこと。
- ② 水道メーターは、水平に取付け出来る配管設備であること。

#### (3) 筐・ボックス類

- ① 設置基準に適合すること。

#### (4) 栓の位置が筐の中心にあること。

### 2) 配管

- (1) 埋設深さ
  - ① 所定の深さが確保されていること。
- (2) 配管延長
  - ① 竣工図と整合していること。
- (3) 給水用具等の位置が竣工図面と一致していること。
- (4) 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプ等に直接されていないこと。
- (5) 配管の口径、経路、構造等が適切であること。
- (6) 水の汚染、破壊、浸食、凍結防止等、適切な措置がなされていること。
- (7) 逆流防止及び吐水口空間の確保等がなされていること。
- (8) クロスコネクションでないこと。
- 3) 接合
  - (1) 適切な接合が行われていること。
- 4) 管種
  - (1) 性能基準適合品が使用されていること。
- 5) 給水用具
  - (1) 性能基準適合品が使用されていること。
- 6) 受水槽
  - (1) 吐水口空間の測定
  - (2) 吐水口と越流面等との位置間隔の確認
- 7) 機能検査
  - (1) 通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態等についての確認
- 8) 残留塩素の確認
 

(1) 水質の確認項目	残留塩素（遊離）	0. 1 mmg 以上
	臭 気	観察により異常でないこと。
	色	〃
	濁 り	〃

## 6.5 耐圧試験

一定の水圧による耐圧試験で、給水及び給湯配管についての漏水又は逸脱等の確認を行うものとし、自記録水圧計により行う検査とする。

### (1) 試験圧力及び加圧時間

- ① 口径 φ13 mm～40 mm 0.98MPa (10Kgf/cm<sup>2</sup>) 15 分間以上
- ② 口径 φ50 mm 以上 0.98MPa (10Kgf/cm<sup>2</sup>) 60 分間以上

※ 現地検査において、確認出来ない場所は工事施工中に写真を撮影し、その写真により確認を行う。

## 6.6 工事検査申請（様式第6号）

### 1) 新設・改造・口径変更等の検査

- (1) 指定工事業者は、工事完了後速やかに竣工図面を作成の上、工事写真及び給水装置工事検査申請書を添付し、管理者に提出して検査の申込を行う。

### 2) 工事用仮設の検査

- (1) 工事用仮設の竣工図は省略し、申込書の写しに工事写真を添付の上、管理者に提出して検査の申込を行う。

### 3) 受水槽式給水の検査

- (1) 受水槽までと受水槽以降の竣工図面を同時に管理者に提出し、確認後受水槽までの竣工図面は(1)と同様とする。
- (2) 岩沼市役所市民経済部生活環境課の受付印のある簡易専用水道完成届の写し

を添付する。

## 6.7 工事検査後の手続き

### 1) メーターの取付けの時期

#### (1) 工事用仮設給水有りの場合

- ① 既設給水管取出しがある場合
- ② 配水管から分水、分岐の場合
- ③ 私管から分岐の場合

※ 上記の仮設工事の検査に合格し、分水、分岐工事が完了した後に、工事用仮設給水に必要な口径のメーターを出庫する。

#### (2) 工事用仮設給水不要の場合

- ① 既設給水管取出しがある場合
- ② 配水管から分水、分岐の場合
- ③ 私管から分岐の場合

※ 分水、分岐工事が完了し、給水工事竣工検査時にメーターを出庫する。

#### (3) アパート及び集合住宅の場合

- ① アパート及び集合住宅等の場合は、給水装置工事竣工届・工事検査申請後にメーターを出庫する。ただし、アパート等（3階建以上で受水槽設置の場合）でリモート式水道メーター及び集中検針盤を設置する場合は、メーター及び監視盤並びに監視盤の操作用電気料金も施主負担とし、完成後は水道事業所へ寄付採納とする。

#### (4) メーター口径が50mm以上で工事用水のある場合

- ① 給水装置工事竣工届・工事検査申請後に、本工事の必要口径のメーターを出庫する。

#### (5) メーター口径変更の場合

- ① 本工事の給水装置工事竣工届、または、竣工検査に合格後に、メーターを出庫する。

## 6.8 メーター取付けの手続き

1) 工事用仮設給水の場合は、検査合格後、メーターを受取り、「給水開始申込書」にメーター口径及び番号及び指針を記入の上、管理者に提出する。

2) アパート及び集合住宅等は、新設アパート水道メーター設置確認書(様式8号)及び集合住宅使用者名簿(様式4-1)に必要事項を記入し、竣工図の写し(部屋番号及びメーター番号を記入)を添付して提出する。

3) 指定工事業者は、メーターを受取り後、速やかに現地に設置する。

4) 設置後は通水をし、逆取り付でないこと並びにアパート等においては、各部屋番号及びメーター番号の交差がないことを確認し、メーターボックス及びメーターの蓋の裏側に部屋番号を記入すること。

## 6.9 メーター口径変更の手続き

### 1) 改造工事に伴う口径変更

(1) 給水装置工事申込後、または、給水装置工事竣工検査に合格後に既設のメーターを撤去の上返納し、新口径のメーターを水道事業所から受取り設置し、水道メーター取替カードを提出する。

### 2) メーター口径が50mm以上で工事用水からの口径変更

(1) 本工事の給水装置工事竣工届、または、竣工検査に合格した後、速やかに既設メーターを撤去の上返納し、新口径に対するメーターを受取り設置し、水道メーター取替カードを提出する。

## 6.10 通水の時期

- 1) 工事用水、一戸建て、アパート及び集合住宅
  - (1) 既設給水管取出しがある場合
  - (2) 配水管から分水、分岐の場合
  - (3) 私管から分岐の場合※ 上記の検査に合格し、分水、分岐工事が完了した後とする。
- 2) 工事用水ありの一戸建て
  - (1) 竣工（届）図を提出し、工事検査に合格した後、通水する。
- 3) 工事用水ありのアパート及び集合住宅
  - (1) 工事検査に合格した後、通水する。
- 4) 受水槽式給水
  - (1) 工事検査に合格した後、通水する。

## 6.11 新築アパート及び集合住宅の初期開栓

- 1) 新築アパート及び集合住宅の各部屋の初回開栓は、給水装置工事施工の指定工事店が行うものとする。

## 6.12 給水開始・給水停止の手続き

- 1) 工事用仮設給水（新設）の場合の給水開始は、給水開始申込書に必要事項を記入の上、提出する。
  - (1) 水道使用場所（給水装置場所）
  - (2) アパート及び集合住宅は、アパート名、部屋番号等を記入する。
  - (3) 使用開始年月日（給水開始年月日）
  - (4) 使用者住所、氏名、印（本人申込の場合は、押印の必要はありません。）
  - (5) 請求書送付先住所及び連絡先電話番号
  - (6) 支払方法
  - (7) 用途・水栓番号・メーター口径・メーター番号・検満年月・開栓時指針・下水道の有無等
  - (8) 開栓作業の指定工事業者名
- 2) 工事用仮設給水（改造・口径変更等）の場合の給水開始は、給水開始申込書に必要事項を記入の上、提出する。
  - (1) 水道使用場所（給水装置場所）
  - (2) アパート及び集合住宅は、アパート名、部屋番号等を記入する。
  - (3) 使用開始年月日（給水開始年月日）
  - (4) 使用者住所、氏名、印（本人申込の場合は、押印の必要はありません。）
  - (5) 請求書送付先住所及び連絡先電話番号
  - (6) 支払方法
  - (7) 用途・水栓番号・メーター口径・メーター番号・検満年月・開栓時指針・下水道の有無等
  - (8) 開栓作業の指定工事業者名
- 3) 工事用仮設給水（改造・口径変更等）の場合で、施主が使用中の水道を停止する場合は、給水停止申込書に必要事項を記入の上、提出する。
  - (1) 水道使用場所（給水装置場所）
  - (2) アパート及び集合住宅は、アパート名、部屋番号等を記入する。

- (3) 使用停止年月日 (給水停止年月日)
- (4) 使用者住所 (転居・仮住居)、氏名、印 (本人申込の場合は、押印の必要はありません。)
- (5) 請求書送付先住所及び連絡先電話番号
- (6) 支払方法
- (7) 水栓番号・メーター口径・メーター番号・検満年月・閉栓時指針等
- (8) 閉栓作業の指定工事業者名

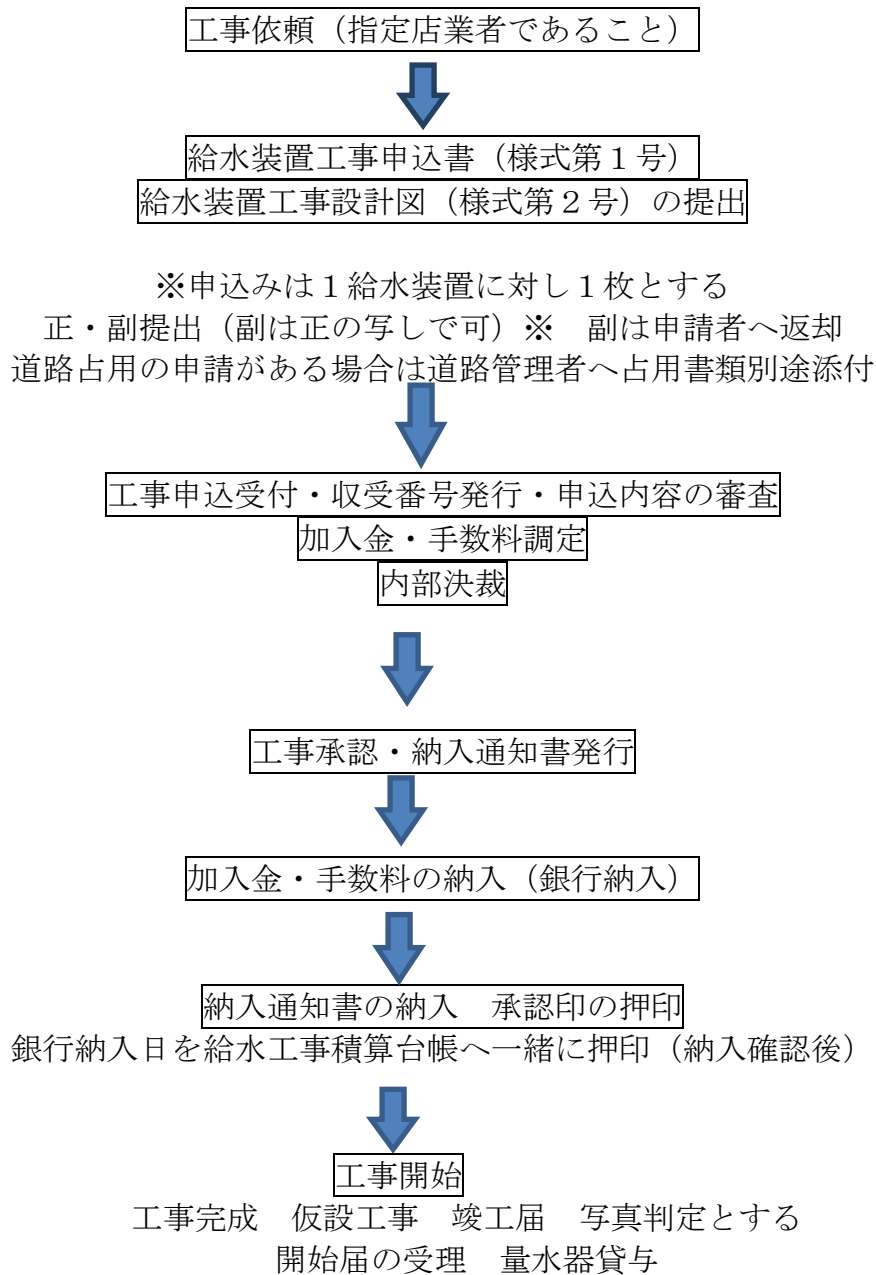
4) 完成 (引渡) 後の場合の給水開始は、給水開始申込書に必要事項を記入の上、提出する。

- (1) 水道使用場所 (給水装置場所)
- (2) アパート及び集合住宅は、アパート名、部屋番号等を記入する。
- (3) 使用開始年月日 (引渡日ではなく給水開始年月日)
- (4) 使用者住所、氏名、印 (本人申込の場合は、押印の必要はありません。)
- (5) 請求書送付先住所及び連絡先電話番号
- (6) 支払方法
- (7) 用途・水栓番号・メーター口径・メーター番号・検満年月・開栓指針・下水道の有無等
- (8) 開栓作業の指定工事業者名

5) 工事中仮設給水の給水停止は、給水停止申込書に必要事項を記入の上、提出する。

- (1) 水道使用場所 (給水装置場所)
- (2) アパート及び集合住宅は、アパート名、部屋番号等を記入する。
- (3) 使用停止年月日 (給水停止年月日)
- (4) 使用者住所、氏名、印 (本人申込の場合は、押印の必要はありません。)
- (5) 請求書送付先住所及び連絡先電話番号
- (6) 支払方法
- (7) 水栓番号・メーター口径・メーター番号・検満年月・閉栓時指針等
- (8) 閉栓作業の指定工事業者名

## 給水装置工事申込申請から工事手続きの流れ



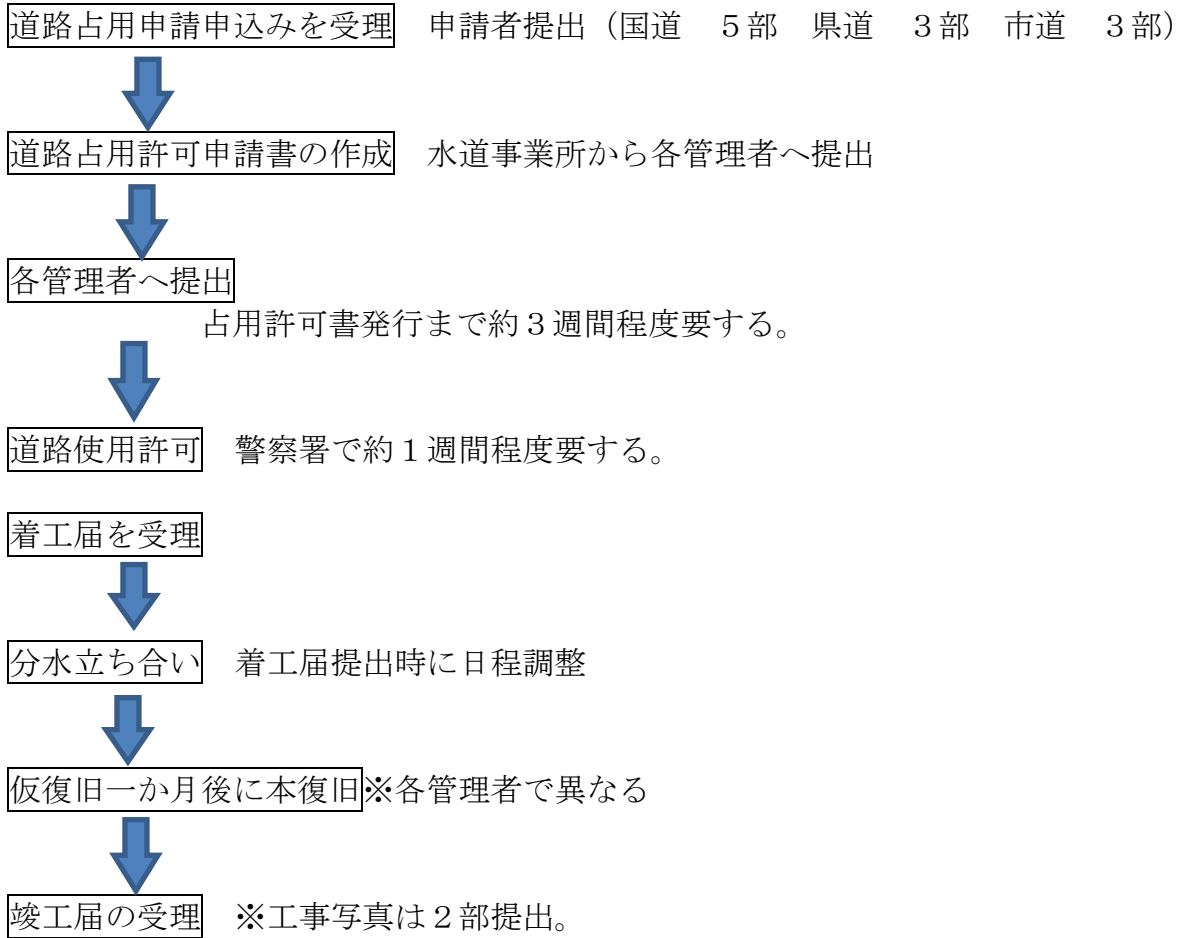
### 《申込受付重点チェック項目》

- 1 給水装置場所
- 2 給水工事内容
- 3 工事完了日
- 4 給水装置申込者 (住所・氏名・印)
- 5 指定工事業者 (         "         )
- 6 給水装置工事に関する利害関係人の同意書  
家屋所有者、本管給水管所有者、土地所有者の署名と捺印 (必須)



## 道路等占有手続きの流れ

工事申込み受付



注意点

※ 市の場合

○道路幅4m未満は全幅復旧

○道路幅4m以上はセンターまでの復旧 ただし影響幅をとって道路センターを超える場合は全幅で復旧する

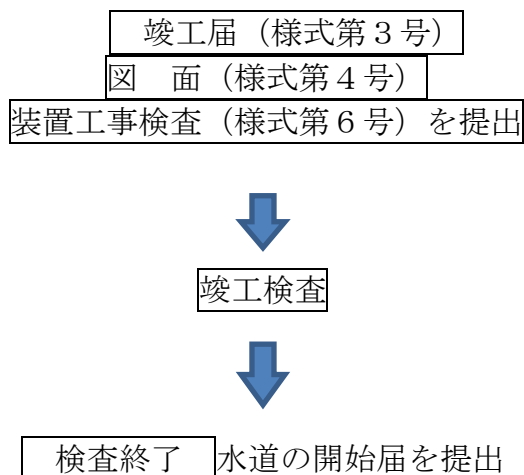
○各路線で復旧構成が異なる

内容は土木課に確認する バス路線・歩道・大型乗り入れでも異なる

○公共物管理は用地課、道路（市道）の機能管理は土木課へ相談。

※ 国道、県道については、各管理者の指示による。

## 竣工届受理から工事検査手続きの流れ



### 《現場検査重点チェック項目》

- 1 止水栓・分水栓オフセット確認
- 2 メーター番号・口径・指針確認
- 3 工事内容の確認・図面・写真
- 4 残塩・水圧
- 5 仮設工事からの切り替え 停止届と開始届の受理

### 注意点

- メーターボックス位置  
検針の支障がない所、駐車場・車の下にならないところへ設置する
- 工事内容の確認  
工事変更の際は必ず是正図面を提出のこと。
- 切り替えの徹底  
開始届が出ていない状況で使用しているケースがある。必ず開始届は使用者名で提出のこと。
- 仮設工事用水のメーターの貸与  
加入金・手数料支払い後工事写真と工事用水開始届をもって貸与（写真で判定）
- 下水道の使用登録  
工事用水竣工届提出後 開始届を受理した際に下水の有無を確認する
- 新設アパートの工事  
部屋番号と水栓番号、メーター番号がわかるように設置確認書（様式第8号）を提出。（1F・2Fのメーターの設置確認）